

## 規制改革ホットライン処理方針

(令和5年5月18日から令和5年7月12日までの回答)

スタートアップ・投資ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁回答	区分(案) (注)	別添の該当 番号
保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	検討を予定	△	1
保険グループへの IFRS の任意適用の解禁	対応	措置済	2
投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更	対応	措置済	3
クーリング・オフに係る説明書面の電磁的交付方法の拡大	検討を予定	△	4
株式投資型クラウドファンディングに係る規制の見直し	(要望事項①) その他 (要望事項②) 検討を予定	△	5
契約締結前交付書面の電磁的交付に関する承諾取得方法の拡充	対応	措置済	6
投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更	対応	措置済	7
「実質的支配者リスト制度」の制度拡充等	検討を予定	△	8

デジタル時代の顧客接点拡充に向けたチャネル規制への見直し	対応	措置済	9
子会社対象会社でない会社をグループ内に有する企業を買収する際の、業務範囲規制の適用猶予	対応不可	△	10
6. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	その他	△	11

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案事項	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化
具体的内容	令和3年の保険業法施行規則・監督指針改正により、重要事項説明書(以下、「重説」という。)については、電磁的方法による情報提供が可能な方法が、従来の「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つから「顧客専用WEBページ閲覧・一般HP閲覧」を加えた5つに多様化されたが、重説と密接に関係するクーリング・オフ説明書の交付の方法については、従来の3つの方式に限定されているため、本書面においても電磁的方法の多様化を要望する。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ—4—2—2(2)(2)イ. に基づき、注意喚起情報として重説の中でクーリング・オフについて記載する必要があることから、保険会社は重説とクーリング・オフ説明書を一体化してお客様に交付している。</li> <li>・保険会社は、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフについて汎用的に記載している(保険期間1年超を選択する場合にはクーリング・オフ対象となるため、例えば自動車保険のように保険期間が1年以内の契約が大半である場合でも、お客様が保険期間1年超を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフの説明を記載している)。</li> <li>・上述のとおり、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性のある商品の重説を電磁的方法で提供する場合、情報提供については保険業法施行規則第227条の2第5項に基づき5つの方法が容認されるが、クーリング・オフ説明書部分は同規則第240条の2第1項に基づき3つの方法に限定されていることから、重説全体としては3つの方法により提供せざるを得ず、顧客利便性が損なわれている状況にある。</li> <li>・スマートフォンの普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、クーリング・オフ説明書の交付の電磁的方法を多様化する対応が行われることを希望する。</li> <li>・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。</li> </ul>
提案主体	一般社団法人日本損害保険協会
所管省庁	金融庁
制度の現状	保険会社等が保険契約者等に保険契約の申込みの撤回等に関する事項を電磁的方法で提供する場合において、その方法は3種類(電子メール、ダウンロード及びCD-ROM)に限定されています。
該当法令等	保険業法第309条、保険業法施行規則第227条の2、第240条の2等
対応の分類	検討を予定

対応の概要	<p>クーリング・オフ説明書の交付の電子化を検討するにあたっては、書面交付義務を持つ消費者保護機能を確保しつつ、デジタル技術の発展状況等に応じて柔軟に改善を図るといった視点を踏まえる必要があります。</p> <p>クーリング・オフ制度は、申込者がいったん契約の申し込みをした場合であっても、申込者に契約を再考し、撤回できる機会を付与することで、顧客保護を図ることを目的としているものです。</p> <p>一般的には、申込者は、クーリング・オフ説明書の交付(又は電磁的方法による提供)を受けた日又は申込みをした日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば申し込みを撤回することができることから、その交付(又は電磁的方法による提供)を受けた日が申込者にとって明確である必要があります。クーリング・オフ説明書(書面)の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供する場合のその方法を多様化することについては、そのような観点から慎重に検討する必要があります。</p>
-------	--

提案事項	保険グループへの IFRS の任意適用の解禁
具体的内容	「2021 事務年度 金融行政方針 コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ」の 4. (4)(3)および 2022 年 6 月 7 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」のフォローアップ IV. 4 に掲げられている。会計基準の高品質化および IFRS 任意適用企業の拡大促進のため、IFRS 第 17 号の確定に伴う適用時期に合わせ、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS 任意適用が可能となるように制度整備を行う。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRS の任意適用を前提としたものとはなっていない。</li> <li>・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表に IFRS を任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。</li> <li>・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社の IFRS 任意適用の阻害要因となる。</li> <li>・また、令和 4 年 6 月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」においても、「日本基準に加えて IFRS に基づくバランスシートを出発点とした ESR の算出を認めることを基本的な方向性としつつ、具体的な内容については、IFRS と ESR の差異に留意しつつ、今後検討を深めていく」ことが示されている。</li> <li>・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。</li> <li>・令和 2(2020)年 6 月に IFRS17 号が最終化され発効時期が令和 5(2023)年に決定したため、これに向けた検討を要望したい。</li> </ul>
提案主体	一般社団法人日本損害保険協会
所管省庁	金融庁
制度の現状	連結業務報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされておりました。
該当法令等	<p>保険業法施行規則、</p> <p>保険業法第三百二十二条第二項に規定する区分等を定める命令、</p> <p>保険業法第三百二十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件 他</p>
対応の分類	対応

対応の概要	2023年1月1日より、IFRS17号(保険契約に関する国際財務報告基準)が発効したことを踏まえ、保険及び保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)に関して、2023年度よりIFRSの任意適用が可能となるように、府令等の改正を行いました。(2023年3月31日公布、同年4月1日施行)
-------	---

提案事項	投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更
具体的内容	契約締結前交付書面および契約締結時項書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職」(例:〇〇部 部長)としていただきたい。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資一任契約の締結に際し顧客に交付する契約締結前交付書面および契約締結時交付書面には、「投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名」を記載しなければならないと定められている。</li> <li>・異動等により投資判断者の変更が明らかとなった後、新投資判断者の着任までに、契約締結前交付書面の改定・印刷・営業店への配送を完了することは時間的に難しい。</li> <li>・配送完了までの間、営業店では投資判断者の変更を記載した書面を印刷し、旧投資判断者氏名が記載された契約締結前交付書面・契約締結時交付書面とともに説明・交付する必要があり、差込み等の事務負担が発生する。</li> <li>・「投資判断者氏名」は内閣府令において、「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」と定められているが、現在はチームで運用することが多く、個人の氏名のみで顧客の判断に影響するケースは極めて限定的であると考える。</li> <li>・上記より、契約締結前交付書面および契約締結時項書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職」(例:〇〇部 部長)としていただきたい。</li> <li>※投資判断者の属する部署および役職を記載する場合には、投資判断者の氏名を記載するかどうかは、金商業者等の任意とする。</li> <li>・顧客においては、個人の氏名に代えて、投資判断を行う部署および役職を確認できる方が、実質的な判断につながるものと考える。</li> <li>・事業者においては、投資判断者の異動時の改定が不要となることで、改定や配送等に係る費用削減が期待できる。また、旧書面の廃棄も不要となることで、紙の使用量の削減による環境負荷の低減につながる。</li> <li>・営業店においても、改定後の書面が到着するまでの間に、新担当者を記載した書面の差し込み対応が不要となることで、交付・説明漏れのリスクの低減が図れる。</li> </ul>
提案主体	一般社団法人 信託協会
所管省庁	金融庁
制度の現状	<p>金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは契約締結前の書面を、金融商品取引契約が成立したとき等は契約締結時等の書面を、それぞれ交付しなければならないこととされています。</p> <p>当該書面の記載内容については、金融商品取引契約の概要等の共通記載事項のほか、契約の類型ごとに特則が定められています。</p> <p>投資一任契約に係る書面については、投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名を含む事項を記載することとされています。</p>

該当法令等	金融商品取引法第 37 条の3第1項第7号、第 37 条の4 金融商品取引業等に関する内閣府令第 96 条第1項第3号、第 107 条第1項第7号
対応の分類	対応
対応の概要	契約締結前交付書面及び契約締結時等交付書面の記載事項については、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理(令和4年6月 22 日公表)における提言等を踏まえ、令和4年 12 月 23 日に、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に関するパブリックコメントを実施しています。



提案事項	クーリング・オフに係る説明書面の電磁的交付方法の拡大
具体的内容	保険契約のクーリング・オフに係る説明書面について、電磁的交付の方法を3種類から5種類（HP等での閲覧を含むもの）に拡大いただきたい。
提案理由	<p>・現状、クーリング・オフに係る説明書面の交付方法は3種類に限定されているため、これ以外の書面について、令和3年1月の保険業法施行規則改正にて新たに認められた2種類の方法（保険業法施行規則第227条の2第7項で準用する同第54条の5第1項1号ハ、ニに規定される方法）により交付しようとする場合、クーリング・オフ書面のみ他と異なる方法での交付が必要となり、顧客の要望に応じた一律の電磁的交付が困難になるとともに、顧客の認識（何をどの方法で交付されたか）の混乱を招きかねない。</p> <p>・また、そのような事態を回避するため、すべての説明書面について従来から認められていた3種類のいずれかの方法で電磁的交付を行うことにもなりかねず、顧客利便を阻害する。</p> <p>・なお、現行認められている電磁的交付の方法においては、クーリング・オフ期間の起算点が「（提供した情報が）申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」とされているところ、本要望に係るクーリング・オフ期間の起算点についても同等の措置（例えば、起算点をHP等での閲覧に必要な情報が申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時または顧客が当該記載事項を閲覧し内容について了知したことを確認した時とする等）を講ずることにより、クーリング・オフの申出が可能な期間を顧客に確実に了知いただくことが可能になるとと思われる。</p>
提案主体	一般社団法人 生命保険協会
所管省庁	金融庁
制度の現状	保険会社等が保険契約者等に保険契約の申込みの撤回等に関する事項を電磁的方法で提供する場合において、その方法は3種類（電子メール、ダウンロード及び CD-ROM）に限定されています。
該当法令等	保険業法第 309 条、 保険業法施行規則第 227 条の2、第 240 条の2等
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>クーリング・オフ説明書の交付の電子化を検討するにあたっては、書面交付義務を持つ消費者保護機能を確保しつつ、デジタル技術の発展状況等に応じて柔軟に改善を図るといった視点を踏まえる必要があります。</p> <p>クーリング・オフ制度は、申込者がいったん契約の申し込みをした場合であっても、申込者に契約を再考し、撤回できる機会を付与することで、顧客保護を図ることを目的としているものです。</p> <p>一般的には、申込者は、クーリング・オフ説明書の交付（又は電磁的方法による提供）を受けた日又は申込みをした日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば申し込みを撤回することができることから、その交付（又は電磁的方法による提供）を受けた日が申込者にとって明確である必要があります。クーリング・オフ説明書（書面）の交付に代えて、当該書面に記載すべき</p>

	事項を電磁的方法で提供する場合のその方法を多様化することについては、そのような観点から慎重に検討する必要があります。
--	--

提案事項	株式投資型クラウドファンディングに係る規制の見直し
具体的内容	<p>①少額電子募集取扱業が「シンジケート型株式投資型クラウドファンディング」(注)を取り扱う場合の投資運用業規制について特例を設けて頂きたい(例えば、(ア)投資運用業の登録を不要としたうえで必要な範囲で少額電子募集取扱業に投資運用業の行為規制等を課す、あるいは(イ)投資運用業の新たな類型を創設)</p> <p>②欧米の動向を踏まえ、株式投資型クラウドファンディングにより発行可能な有価証券の総額に係る上限(1億円未満)の引上げあるいは投資家一人当たり投資上限額は維持しつつ発行可能総額の上限は撤廃頂きたい</p> <p>(注)個々の投資家がシンジケート(SPV等)への匿名組合出資を通じて、特定の企業に株式出資する形態。</p>
提案理由	<p>(要望理由①)</p> <p>「シンジケート型株式投資型クラウドファンディング」は、通常の投資運用業と異なり、①第一種・第二種少額電子募集取扱業が取扱うことを想定しているため、対象となる投資家や一人当たりの出資額に一定の制限があること、②本件スキームでは投資先の選定は投資家判断によるものであり、電子募集取扱業者は、事実上、投資家の出資に係る取次を行っているに過ぎない(投資運用業のように「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて」有価証券等への投資を行うわけではない)こと、一方で電子募集取扱業者には一定の財産要件や義務(情報提供、発行体審査、投資家保護等)が課せられていること等を踏まえると、本件スキームにおいて、電子募集取扱事業者に対し、さらに加重的に投資運用業の行為規制(含む善管注意義務および忠実義務)や財産要件(投資運用業の場合は最低資本金および純資産額が5,000万円以上)を求めるのは過剰であり、一定の緩和的な適用も許容されうると考えられる。(例えば、(ア)投資運用業の登録を不要としたうえで必要な範囲で少額電子募集取扱業に投資運用業の行為規制等を課す、あるいは(イ)投資運用業の新たな類型を創設、等)</p> <p>(要望理由②)</p> <p>わが国株式投資型CFにおける発行体の調達上限額(1億円未満)は、当時の米国規制における年間107万ドルを参考にしたと思われるが、現在、同上限は年間500万ドルに引き上げられている。また、英国における投資型CFは、一般投資家一人あたりの投資上限は純資産額(本人の居住用不動産や年金資産等を除く)の10%以内と定められている一方で発行体ごとの年間調達上限はない。</p>
提案主体	都銀懇話会
所管省庁	金融庁

<p>制度の現状</p>	<p>(要望事項①)</p> <p>金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、匿名組合契約に基づく権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うことを業として行う場合は、投資運用業の登録が必要になります。</p> <p>(要望事項②)</p> <p>第一種少額電子募集取扱業務として募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(第一種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。)の発行価額の総額を合算した額が、一億円未満であることが要件とされています。</p>
<p>該当法令等</p>	<p>(要望事項①)</p> <p>金融商品取引法第2条第8項第15号ハ、第28条第4項第3号、第29条</p> <p>(要望事項②)</p> <p>金融商品取引法第29条の4の2第10項、金融商品取引法施行令第15条の10の3第1号、金融商品取引業等に関する内閣府令第16条の3第1項</p>
<p>対応の分類</p>	<p>(要望事項①)</p> <p>その他</p> <p>(要望事項②) 検討を予定</p>
<p>対応の概要</p>	<p>(要望事項①)</p> <p>・「シンジケート型株式投資型クラウドファンディング」のスキームの内容が必ずしも明らかではありませんが、電子募集取扱業者が金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う場合は、投資者保護の観点から、投資運用業の登録が必要と考えられます。</p> <p>(要望事項②)</p> <p>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告の提言を踏まえ、金融商品取引法施行令及び金融商品取引業等に関する内閣府令等を改正し、株式投資型クラウドファンディングの発行総額(1億円未満)の算定方法等について見直しを行ったところです(令和4年1月29日施行)。</p> <p>・株式投資型クラウドファンディング制度の在り方については、利用状況や諸外国の事例等を踏まえつつ、開示等の必要な投資家保護策と併せ、検討を行ってまいります。</p>

提案事項	契約締結前交付書面の電磁的交付に関する承諾取得方法の拡充
具体的内容	目論見書以外の契約締結前交付書面についても、電話その他の方法により同意を得ることによって、電磁的交付が可能となるように法令を改正されたい。
提案理由	<p>家計が将来に備えるためには資産形成や投資が肝要であるところ、社会的な要請や近年の新型コロナウイルスの流行等を踏まえ、金融機関においては非対面での金融商品等の勧誘・販売体制を整備しているが、一部、煩雑な勧誘ルールが法令に定められていることから、顧客や金融機関にとっての負担やそれに伴う顧客の不满を惹起しているため、簡素化を要望する。</p> <p>2009年の金商法改正時におけるパブリックコメントにより、目論見書の電子交付手続が簡素化された背景は請求目論見書の電子交付を促進するためであると承知しているが、上記のとおり非対面取引の拡大が極めて重要である環境を迎えていることも踏まえ、目論見書に限定せず、契約締結前交付書面の電子交付手続も可能な書面から随時簡素化されたい。なお、顧客保護の観点からは、仮に手続が簡素化された場合であっても同意を取得する手段が変わるだけであって同意を取得することには変わりなく、大きな課題は見当たらない(仮に、顧客が同意したことや記録が残らないことが課題である場合、電話録音等、別途記録方法の検討は可能)。</p>
提案主体	都銀懇話会
所管省庁	金融庁
制度の現状	現状、金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面の交付について、あらかじめ、顧客に対して、使用する電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法により承諾を得た場合、電磁的方法により提供することができるかとされています。
該当法令等	<p>金融商品取引法第34条の2第4項、第37条の3</p> <p>金融商品取引法施行令第15条の22</p> <p>金融商品取引業等に関する内閣府令第56条、第57条</p>
対応の分類	対応
対応の概要	<p>金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」顧客本位タスクフォース中間報告(令和4年12月9日公表)における提言を踏まえ、より分かりやすい情報提供がなされるよう、令和5年3月14日に、契約締結前交付書面を含む一部の顧客交付書面について書面交付義務から情報提供義務とする改正法案を提出しております。</p> <p>本改正案が施行された場合には、契約締結前交付書面等について、一定の顧客保護措置を講じたうえで、事業者の任意で電磁的方法による提供が可能となる予定です。</p>

提案事項	投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更
具体的内容	契約締結前交付書面および契約締結時項書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職」(例:〇〇部部长)としていただきたい。
提案理由	<p>異動等により投資判断者の変更が明らかとなった後、新投資判断者の着任までに契約締結前交付書面の改定・印刷・営業店への配送を完了することは時間的に困難。</p> <p>配送完了までの間、営業店では投資判断者の変更を記載した書面を印刷し、旧投資判断者氏名が記載された契約締結前交付書面・契約締結時交付書面とともに説明・交付する必要がある、差込み対応等の事務負担が発生する。</p> <p>「投資判断者氏名」は内閣府令において、「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」と定められているが、現在はチームで運用することが多く、個人の氏名のみで顧客の判断に影響するケースは極めて限定的であると考えます。</p> <p>むしろ、個人の氏名に代えて、投資判断を行う部署および役職を記載の方が実質的な判断につながるのではないかと考える。</p>
提案主体	都銀懇話会
所管省庁	金融庁
制度の現状	<p>金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは契約締結前の書面を、金融商品取引契約が成立したとき等は契約締結時等の書面を、それぞれ交付しなければならないこととされています。</p> <p>当該書面の記載内容については、金融商品取引契約の概要等の共通記載事項のほか、契約の種類ごとに特則が定められています。</p> <p>投資一任契約に係る書面については、投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名を含む事項を記載することとされています。</p>
該当法令等	<p>金融商品取引法第37条の3第1項第7号、第37条の4</p> <p>金融商品取引業等に関する内閣府令第96条第1項第3号、第107条第1項第7号</p>
対応の分類	対応
対応の概要	<p>契約締結前交付書面及び契約締結時等交付書面の記載事項については、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理(令和4年6月22日公表)における提言等を踏まえ、令和4年12月23日に、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に関するパブリックコメントを実施しています。</p>

提案事項	「実質的支配者リスト制度」の制度拡充等
具体的内容	<p>法人における実質的支配者情報の登録義務化等を含め、「実質的支配者リスト制度」の制度拡充を検討いただきたい。</p> <p>また、併せて、特定事業者に対しても、本制度によって保管される実質的支配者情報のアクセス権限を認めていただきたい。</p>
提案理由	<p>2022年1月から、法務省による「実質的支配者リスト制度」が開始されたが、同制度の創設は、マネロン対策における実質的支配者情報の円滑な把握推進にとって意義深いものと理解している。</p> <p>一方で、①制度利用は法人の任意、②実質的支配者が犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項第1号に該当する類型の場合のみに利用可、③株式会社及び特例有限会社のみに利用可—など実効性の面での課題もある。</p> <p>については、我が国全体のマネロン対策等において、実質的支配者情報の把握が重要課題となっていることを踏まえ、法人における実質的支配者情報の登録義務化等を含め、同制度の拡充を検討いただきたい。</p> <p>また、併せて、信用金庫を含む特定事業者には、本制度によって保管される実質的支配者情報のアクセス権限を認めるなど、迅速かつ継続的な情報把握のための環境整備をしていただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫
所管省庁	法務省
制度の現状	番号 309 の回答をご参照ください。
該当法令等	0
対応の分類	0
対応の概要	0

※ 番号 309 の回答より抜粋

【制度の現状】

マネー・ローンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATF による勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているところです。

この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からその運用を開始しています。

この制度は、FATF の第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において策定・公表した今後3年間の行動計画（「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」）にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。

【該当法令等】

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）

【対応の分類】

検討を予定

【対応の概要】

令和4年12月21日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からなる研究会（HP公表）での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させる」ものとされており、今後、同研究会における議論も踏まえて検討を進めていく予定です。



提案事項	デジタル時代の顧客接点拡充に向けたチャネル規制への見直し
具体的内容	銀行の営業時間の柔軟化(顧客のライフスタイルに合わせた自由な営業時間設定の許容)。 国内における支店等の設置等に係る規制の廃止。
提案理由	<p>産業のあらゆる分野でデジタル技術が活用される時代となった。個人においてもスマートフォンの保有世帯の割合が約8割まで増加する等、生活に欠かせないものとなっている。銀行の提供するサービスも、デジタル技術の進展とともに変容してきており、一部では曜日、時間、場所に関わらず利便性の高いサービスが見られるようになってきている。</p> <p>他方、既存の店舗を前提とした事業展開から脱却し、いっそう顧客利便性の高い総合的なチャネル展開を進め、デジタル時代をフワードルックに見通して新たな銀行像を形成していく上では、規制面からも後押しする必要がある。技術革新等の環境変化の速度がいっそう加速する昨今の状況に鑑みれば、ルールベースで詳細まで規定する現在の規制体系を、プリンシプルベースで金融機関の自律的な取組みを促す規制体系に変革することで、顧客本位の店舗運営を深化していく契機とすることが重要であると考えられる。</p> <p>一般事業法人は、基本的に自社の経営判断において自由に営業日、営業時間、店舗のあり方について戦略展開を図ることが可能であり、デジタル戦略と合わせた総合的な経営資源配分を自由度高く行うことができるが、銀行においても、より柔軟な店舗戦略を可能とする規制とすることで、リアルチャネルとデジタルチャネルを組み合わせ、総合的に顧客利便性を高めるチャネル戦略を実現するための経営資源配分を実現することが可能となる。</p> <p>令和4年7月に銀行等の休日承認・臨時休業等に係る諸手続きの見直しが施行されたところであるが、営業日や営業時間といった概念の柔軟化に向けた更なる規制緩和への期待を念頭に置いた上で要望を継続するもの。</p>
提案主体	都銀懇話会
所管省庁	金融庁
制度の現状	<p>銀行の休日、営業時間については法令に定めがあります。</p> <p>また、国内における支店等の設置、位置の変更等をしようとするときは、内閣総理大臣に届け出ることとされています。</p>
該当法令等	<p>銀行法第8条第1項、第15条、第16条</p> <p>銀行法施行令第5条</p> <p>銀行法施行規則第15条、第16条、第17条</p>
対応の分類	対応
対応の概要	<p>銀行の休日、営業時間、国内における支店等の設置、位置の変更等に係る届出は、銀行業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。</p> <p>そのうえで、銀行監督上の必要性等を踏まえた規制の見直しを行うこととし、2023年6月30日に「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について」を公表しました。</p>

提案事項	子会社対象会社でない会社をグループ内に有する企業を買収する際の、業務範囲規制の適用猶予
具体的内容	買収時に、子会社対象会社の業務以外の業務について、銀行法の業務範囲規制を一定期間（例えば、5年間）猶予して頂きたい。
提案理由	<p>買収対象となる会社が子会社対象会社（または子会社対象会社を主たる子会社とする持株会社）であったとしても、その買収対象会社の子会社等において、銀行及び銀行持株会社の子会社が営むことができる業務以外の業務を一部でも営んでいる場合は、買収そのものが認められない。</p> <p>そのため、現行法の下でこのような企業を買収する場合は、買収時までの当該事業の撤退や売却を条件として入札せざるをえず、同制限のない国内銀行グループ以外の企業対比入札条件が不利となるほか、銀行グループの柔軟かつ機動的な買収戦略の阻害要因となっている。</p> <p>また、経済・社会全体のデジタル化が加速し、銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンや AI 等の技術革新やオープン API を活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいることに加え、国外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。かかる状況において、国内銀行グループにおいてはインオーガニックな手段（買収）によってデジタルイノベーションを促進していく機会も増えているなかで、足下では、外国の IT プラットフォーマーによる国内決済サービス事業者を買収する事例も見られ、銀行法が阻害要因となって銀行による入札条件が劣位するなど、将来的には国内の有望な金融関連事業者が海外企業に買収される機会が増加する虞もある。</p>
提案主体	都銀懇話会
所管省庁	金融庁
制度の現状	<p>銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。</p> <p>銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制（本体とその子会社で合算5%以下）が課せられています。</p> <p>また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制（銀行持株会社とその子会社で合算 15%以下）が課せられています。</p>
該当法令等	銀行法第 16 条の2第1項、第 16 条の4第1項、第 52 条の 23 第1項、第 52 条の 24 第1項
対応の分類	対応不可
対応の概要	2021 年 11 月に、金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」報告書の提言を踏まえ、業務範囲規制等の見直しを行った改正銀行法等が施行されたところ、まずはその実施状況をフォローアップした上で検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。

提案事項	6. 行政による法人の実質的支配者情報の把握
具体的内容	行政が法人の実質的支配者情報を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることを可能とする。
提案理由	<p>○法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。</p> <p>○銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022年1月より、株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始された。</p> <p>○しかし、本制度については、以下のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の利用が法人の義務ではなく任意である。</li> <li>・実質的支配者情報に変更になった場合の商業登記所への申出が任意である。</li> <li>・対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25%超を保有するもの(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号)に限定されている。</li> <li>・法人が実質的支配者リストの写しを銀行等に提出する制度であり、銀行が商業登記所から直接受け取ることができない。</li> </ul> <p>○行政が全法人の実質的支配者情報(出資、融資、取引等を通じて支配的な影響力を有するもの等(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2～4号)に規定する類型を含む)を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることが可能となれば、実質的支配者情報の把握の強化および効率化につながる。</p> <p>○昨年度要望に対し、法務省・財務省・警察庁・金融庁は「法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、(中略)マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識している」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会
所管省庁	法務省 警察庁 財務省 金融庁
制度の現状	<p>マネー・ローンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているところです。</p> <p>この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からその運用を開始しています。</p> <p>この制度は、FATFの第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において令和3年8月に策定・公表した行動計画(「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」)にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。</p>

該当法令等	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則(令和3年法務省告示第187号)
対応の分類	その他
対応の概要	<p>法人の実質的支配者情報の把握に向け、まずは「実質的支配者リスト制度」が自発的に広く利用され、マネー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、本制度の周知・広報に努めてまいります。</p> <p>また、令和4年12月21日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からなる研究会(HP公表)での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させる」ものとされており、今後、同研究会における議論も踏まえて検討を進めていく予定です。</p> <p>なお、法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度の運用状況等も踏まえ、マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識しております。</p>